

農林水産委員會議録第四十九号

昭和三十年七月二十八日(木曜日)  
午前十一時五十二分開議

出席委員

委員長 綱島 正興君

理事 安藤 覺君 理事 白濱 仁吉君

理事 松浦 東介君 理事 鈴木 善幸君

理事 中馬 辰猪君 理事 足尾 覺君

理事 稻富 稜人君

赤澤 正道君 五十嵐吉藏君

井出 太郎君 伊東 岩男君

石坂 繁君 大森 玉木君

木村 文男君 楠美 省吾君

小枝 一雄君 笹山茂太郎君

丹羽 兵助君 原 捨思君

本名 武君 足立 篤郎君

川村 清八郎君 助川 良平君

田口 長治郎君 平野 三郎君

松野 頼三君 松山 義雄君

赤路 友藏君 淡谷 悠藏君

井谷 正吉君 石田 宥全君

芳賀 貢君 伊瀬 幸太郎君

川俣 清智君 中村 時雄君

日野 吉夫君 久保田 豊君

出席國務大臣

大藏大臣 一萬田尚登君

農林大臣 河野 一郎君

國務大臣 大久保留次郎君

出席政府委員

總理府事務官 柏原益次郎君

農林事務官 原 純夫君

農林事務官 吉川 久衛君

農林事務官 渡部 伍良君

〔通商産業事務官 中島 征帆君  
(公益事業局長) 農林技官(農地局計四部長) 和田榮太郎君  
農林技官(農地局計四部長) 清野 保君  
農林技官(農地局計四部長) 岩隈 博君  
技術課長 藤井 信君  
専門員 難波 理平君  
専門員 藤井 信君  
専門員 藤井 信君

七月二十八日

委員小川豊明君、小松幹君、大野市郎君及び松平忠久君辞任につき、その補欠として石田宥全君、折兼次郎君、松野頼三君及び佐竹新市君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件  
大規模農地開墾事業等に伴う利害關係の調整に関する小委員会設置の件  
愛知用水公同法案(内閣提出第一三四号)  
農地開墾機械公同法案(内閣提出第一四六号)  
自作農維持創設資金融通法案(内閣提出第六二二号)

○綱島委員長 開会いたします。  
愛知用水公同法案及び農地開墾機械公同法案を一括議題といたし、前会に引き続き審査を進めます。  
お諮りいたします。両案の審査の都合上、秘密会にいたしましたと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○綱島委員長 御異議なしと認め、これより秘密会に入ります。  
委員及び政府關係当局並びに關係事務当局以外の方の退場を願います。

〔午前十一時五十三分秘密会に入ります〕  
○綱島委員長 これより、政府に対して昨日の委員会で提出及び説明を求められておつた、秘密会において、その適当だと思はれる資料の説明を求めます。

○綱島委員長 皆様にお諮りをいたしますが、秘密会はこれにて終了することに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○綱島委員長 これにて秘密会を終ります。

〔午後零時三十三分秘密会を終ります〕  
○綱島委員長 ではただいままでの秘密会の記録中に秘密を要する部分につきましては、速記録を取り調べた上で委員長において善処したいと思ひますので、委員長に御一任願えますようか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○綱島委員長 では御一任願うと思ひましてさように処置をいたします。  
○綱島委員長 なお質疑を継続いたします。

この際お諮りをいたします。本會議

等いろいろな事情もございますし、非常に重大な法案でございますから、質うけれども、諸般の事情等を御考慮下さいまして、特に必要な部分についてのみこの際御質疑を願う、こういうことにお願ひしたいと思います。皆様どうでしょうか。

〔了承と呼ぶ者あり〕  
○綱島委員長 それではそのように願います。  
川俣委員。なるべく簡単に……。  
○川俣委員 簡単に要領を得るように質問いたしますから、そのつもりで御答弁願いたいと思うのです。

第一に、これは大臣にせひとも聞いておきたいと思うのですが、開墾事業でやらないで本公団としてこの事業を執行するに至りました理由をお尋ねしたい。

○河野國務大臣 その点は、昨日企画庁の長官がお答え申し上げました通りに、この事業は土地改良をむろん主にしてやるのでございますけれども、他に発電もしくは工業用水等の問題がありますので、そういう關係からこの処置をとつた次第でございます。

○川俣委員 そういたしますと、こう理解してよろしゅうございますか。この公団は土地改良あるいは自作農の創設を新しく期待し、または経営を安定せしむるために主としてやるのだが、その他の事業も行うために従来のような開墾事業としての開墾計画をやらなければならない。目的は主として従来ものを

やるのだけれども、その他のものもやるのだ、性格が違うのだ、こういうのですね。多分そういう御返事だと思つておす。そこでお尋ねしたいのです。そういったまじり農地法は、農地法の成立の経過並びに過去の国会の審議並びに農地法の解釈から申しますると、農地の造成、未墾地開墾というようなものは、国がこれを買取してそうして造成をして自作農に渡す、中間に委託機關を設けないという理前を強く表現しておるのだという解釈、これが開墾事業を行うゆえんだ、こうなつておる。ところがここにこういう中間地帯ができるわけです。その部分であろうとも、他の事業を行う公団から委託を受けてやる、こういうことになり得ます。未墾地の買取は必ず国が行わなければならない。国が造成をして売り渡す、従つて事業自体は国がやる。今までは開墾が事業をする上においては開墾事業、あるいは請負事業もやったこととあります。ところが今度公団というかなり公共性の強い性格のものであることはもちろんでありますけれども、他の事業を営むものも含んでやるものに委託せよとすることになると、農地法の従来取つて参りました根本的考え方を変えることになると思ひますか、この点について承りたい。

○河野國務大臣 御承知の通り所要の土地は國家が買取いたしましたして、その施策はこの公団でやらせるということであり得ますから、大体その精神は逸脱してはらぬ。こう考えます。

○川俣委員 この法律ができましたして適用を受けるからさしつかえないといえ... 費用を受けるからさしつかえないといえ... ばいえないことはないが、こういうこと... とをやらせないという建前で農地法が... できておる。しかし農地法というものは... 公園あたりをやらせるということ... 建前にしてきていない。これは農地... 法の説明のときも、去る国会の審議の... ときも明らかである。それなのに法律... をもって委託を受けることができるよ... うにしたからであるということは別問... 題である。従って今日の農地法とい... うものはそういうことを予想してはで... きていない。むしろ排除するという建... 前である。排除する建前で作られてお... った農地法を、あとからできる法律に... よってこれをまげていくということに... なりますと、これは農地法全体の改正... が必要になってくるのではないか。今... 後こういう公園方式によるところの事... 業主体としての成果を願うという意味... からして、今後とも公園方式がとられ... るのではないかと思うのです。たとえ... ば青森の北部上北の開拓についても、... 篠津の開拓についても、あるいは公園... でやるのじゃないかということになっ... て参りますと、農地法の根本精神と... 違つた形のもの、当時予想しなかつた... ものが出てきて、それにやらせるとい... うことになる、農地法全体を改正し... なければならぬのじゃないか。こと... に公園の考え方は、国が開墾をして... やつた場合においては農地法に制約さ... れて、安撫に自作農を創設しなければ... ならないのに、あるいはその維持のた... めに安く設備をしてやらなければなら... ぬのに、公園によりますと、かかつた... 経費はある程度負担せよというものが... 公園のねらいなのであります。かか

た経費を受益者にそのまま負担させ... せていこうというところに公園のねら... いがある。おそらくは投資者側である... ところのアメリカ側の公園方式を懲... したゆえんのもの、かけた経費はそ... のまま受益者が負担すべきだといふ... ところからきておる。ところが農地法... そういふ趣旨からはきていない。こ... こに根本的な食い違いがある。あまり... しつこく聞かぬが、農地法を将来改正... しなければ当然やれないのだといふ... うにお考えにならないか。  
○渡部(伍)政府委員 本法の公園で... は、未墾地の買収その他については従... 来の方法でやるのでありまして、その... 買収した土地を今度は入植者に渡す... その土地に開墾作業をやるなり、公園... で援助してやる、こういうことになつ... ておるのであります。私どもが今考え... ている建前では、従来のやり方と変え... ておりません。ただ第五十条に管理を... 委託するという規定があります。この... 管理を委託するという規定は、国が... 買った土地を権利を侵害されないよう... に、公園に現場の土地を管理させる、... こういふことであります。それを今度... 入植者がきまれば国が流る、こういう... ことであります。

○川俣委員 一応そういうことで逃げ... たいのだらうと思ひます。ところが法... 文の中でおかしな点がたくさん出て... きます。これは当然国が管理すべき... だ。委託管理といふことは、農地法の... 考え方にはないのです。ですから十八... 条の一口に、農地法の適用について... の開田または開畑として、わざわざ農... 地法を利用しなければならぬように... できておるんじゃないですか。ですか... ら今はそういうことのがれようとし

ていることはわかりませんが、の... がれようとしてものがれられない。こ... の規定は農地法に触れていかなけれ... ば、実際の事業効果が上らないので... す。たくみにのがれようとしている... そこでのがれることも一時的にやむを... 得ないだらう、こういうことも言つて... いるのです。今こんなことを問題にし... たらできなくなるから、ある程度この... 必要の前に目をつぶつてもよかるう... しかしながら根本的にはそこを押し進... めていかなければ、公園方式による事... 業といふものは達成できないのじゃな... いか、こう言っているのです。本来で... あればこれは問題なんです。そうで... しょう。今ここで問題にしたらきよう... できやせぬじゃないですか。

○河野国務大臣 御趣旨の点よく承... いたしました。現在も地方長官に管理... を委任しておるようなことになってお... りますので、さしあたりこういうふう... なことでいったのであります。今後... この種のものを引き続き行うというよ... うな場合には、御趣旨のように農地法... を改正してやるというようにも考... えて差しつかえないと思ひます。十分... 研究いたします。

○川俣委員 各府県は行政の補助機関... なんです。これは国と同じ委託機関な... んです。これは問題がない。公園の場... 合は問題が起るということ指摘し... て、将来の考慮をわすれたい。... それでは次の質問に移ります。次は... 補償の問題に關して、間接補償はなる... べく避けていきたいというふうな考え... 方をしておられるようですが、今後こ... ういう大開発をする場合においては、... たとえば国有林内における治山治水で... あるから、国が当然負担すべきではな

いか。特別会計の国有林が負担すれば... いい、こう言つておる。これは特別事... 業会計なんです。この特別事業会計... に当るような公園が、よその方の特別... 会計が負担して、おれの方だけは負担... を免れようというふうな考え方は妥... 当でないじゃないか。これは本来であれ... ば、電力会社は上流に至るまで... 水を確保するということになりまし... たら、自分はその利益を得るので... ありますから、治山治水についても、... 当然義務負担をしなければならぬ。個... 人については受益者負担だといつてお... るのだから、上の方から受ける利益を... 自分が持つのですから、そういうもの... を負担するような考え方をしなければ... ば、治山治水において今日の状態で... なかなか徹底した措置ができないの... じゃないか。御承知の通り、治山治水... についての予算がずいぶん減額されて... いる。今荒廃しようとするものをやら... なければならぬ。これもやらなければ... ならぬ、あれもやらなければならぬと... いう場合に、どっちを優先にするかと... いう問題がある。その場合に片方は公... 園という一つの事業体があつて、その... 事業体のために特にやらなければなら... ぬという場合があるのですから、それ... については特別会計だからということ... で、一般会計が義務を負うとか、特別に... そういふ負担をするとかいふことの一貫... 性をもつてやらないと、この公園とい... うものの効果が上らないじゃないか、これ... についてどのように検討されているか。

○河野国務大臣 ただいま御指摘にな... りました治山治水の關係等は、もちろ... ん他の電力会社等にも非常に利益を与... えることになります。なりますけれど... も、これは現在のわが国の電源開発の... 政府の施策等の關係から見ましても、... 私企業でございませうけれども、これに... 対して相当に公益的な立場もとらして... おるのでありますから、現在において... は電力をなるべく高くしないという政... 策と相関連しまして、この公園に必要... な砂防その他につきましましては、政府に... において十分にこれに協力をしてやるよ... うにして参ります。ただいま御指摘... の国有林等の事業の協力を申しまし... ます。か、そういう面におきましても最大限... にこれに協力すべきものである、こ... ういふふうに考へております。

○川俣委員 よけいなことを言わない... で、私の質問をよく聞いてもらいた... い。国有林の事業は特別事業会計と... いう形態をとつておる。従つて他に利... 益を与えるためにみずからの事業計画... を犠牲にしてやらなければならぬとい... う義務は負つていない。治山治水につ... いては、歳計剰余金から流用を認める... とか、そういう処置をとつてやらない... と、当然義務を負うべきだ、協力をす... べきだといつても、予算上のことで必... ず大蔵省から制約を受ける。それをや... るには財政上どうするか。一貫した財... 政的な裏づけをしてやらなければなら... ぬではないかと考へておるので。一... 体電力会社が開発するの、どのくら

い向うでダムを作っておるか。これは必ず上流と打ち合せてやらなければ、権利をとったのだといつても権利の上に乗っかっている。それでいいかぬ。濁川のダムを作るときは記録を見ますと、砂防工事やらなければだめだといつておるのに、当時の内閣は運動によつて、いつの間にか林野庁の協議を経ないで、無理やり作ってしまった。作られたあとで、治山治水をしなければならぬ、協力すべきだといつても、不適當な場所だということ指摘しておる。これは明らかである。そういうところで作つて事業成績が上らないから、治山治水をやるといつたつて無理ではないか。従つてこの予算的措置も、ここにダムを公団を作つてやらせるということならば、特別会計でやるのか、一般会計でやるのかは別にいたしまして、あるいは歳計剰余金から流用するか、そういうことを按分してやらないとできないではないか、これに對して十分な考慮をするか、こういうことか。

○河野國務大臣 御趣旨よく承りました。十分考慮いたします。

○綱島委員長 松野委員。

○松野委員 大臣にお伺いします。もちろんこれは、来年度から世界銀行及び余剰農産物の増額は、大臣は希望されておるようには拝聴しておりますが、それについて、あなたが外遊されるのは、その問題は非常に重要だから解決される意味の外遊なんですか、大臣の外遊は、愛知用水に關係のある世界銀行との交渉、余剰農産物の農業開発への増額、これが当然アメリカへ行かれる第一目標であらうと思ひますが、どうですか。

○河野國務大臣 アメリカへ参りました際に、その余剰農産物の受け入れの折衝をするということはきめております。

○松野委員 そうすると、大臣はこの法案が通つて、そしてこれをみやげに愛知用水の交渉にアメリカに行かれる、こういうわけでありませぬ。

○河野國務大臣 この法案が通つてみやげみやげであるかどうか、余剰農産物の受け入れは、むしろ愛知用水にも重大な關係がありますし、わが國の現在の財政の上には相當の影響がありますことは御承知の通りであります。ただしわれわれといたしましては、必要なるものがわれわれの条件に合致いたしまする場合に受け入れをするという基本方針をきめておりますので、その基本方針が満たされませぬ場合には、受け入れることになる、交渉をまとめるということになると思ひます。

○松野委員 この法案が通らなくても余剰農産物はやれるというなら、世界銀行はこの公団ができなくても借入金金の交渉ができるのですか。そうするとこの問題は、おそらく提案當時は、世界銀行は期限があり、借入れの問題があるから早く公団法を通してこれという趣旨だったと私拝聴して居ると、どつちだつていいのだ、基本方針は、この法案が通らうが通らまいが、政府はアメリカへ行つて交渉ができるのだということ、提案當時の状況と變つてきている。この法案が通らうが通らまいが、余剰農産物はアメリカカといつても交渉ができるのだから、この法案は次の国会だつていいという

ことになつて、論拠は少し違つてきた。あなたがそんなに自信があるなら、この法案がなくてもアメリカへ行つて交渉ができるというなら、していらつしやい。また公団の借入れが世界銀行からできるというならやつていらつしやい。提案當時の促進の理由がなくなつてしまつたじゃないか。提案當時と違つてきて、愛知用水の事業促進がこの法案がなくてできるというなら、それをやつていらつしやいよ。おそろく當時は、世界銀行からの借入れができないから急いでくれ、あるいは余剰農産物の来年度の交渉ができないからこの法案を急いでくれといふ趣旨だつた。ところが今の答弁だと、まるきり提案當時と變つてきた。それならあらためて變つた理由も御説明願ひたい。

○河野國務大臣 愛知用水の法案が通つた以上、その上で世界銀行の借入れの折衝をする、その公団が設立されませぬれば、その上で世界銀行の借入れはとりまじめがつか、それはその通りであります。しかし明年度の余剰農産物の折衝は、今後この愛知用水公団が発足するということは、それは今年度以降において愛知用水公団の発足と、明年度以降において余剰農産物の關係がないということはありません。しかし余剰農産物の受け入れがままとまるとまらぬとにかかわらず、愛知用水はそのまま続けるのでございませぬ。でございませぬから、余剰農産物の受け入れは、愛知用水公団が成立しなければ受け入れをしないのだというだけでは私はならぬと思ふのであります。これはこの法案がままとまつて、そうして農村の關係から申します

れば、土地改良その他の仕事ができることは望ましいことである。これは農村關係に三十億で非常な少いというところでございまして、今後におきましてこれをさらに増額する必要があるというところを、われわれ主張いたしております。初年度におきます今受け入れをいたしますその資金をこの公団に貸付をいたしまして、そしてこの事業をやつていくことは非常に望ましいといふことは、その通りでございませぬ。今申し上げたことで御了承いたされたと思ひます。

○松野委員 五分間の制限ですが、大臣の答弁が非常に冗慢で、私の質問にだいぶ違ひますから、この時間は差し引いて、委員長の良識によつて十分な時間をお与へ願ひたい。

もう一べん大臣に聞きますが、要するに愛知用水のこの法案は、世界銀行からの借入れと、余剰農産物によつて外資をここにに入れてくる、従つてあなた今の答弁は、余剰農産物の一般的な受け入れの問題ばかりおっしゃつておる。しかし午後には企画庁長官及び大蔵大臣を呼びませぬれば、大蔵大臣も企画庁長官も、来年度余剰農産物は当然継続するという望みがある。従つてこの國庫負担というものはある程度減額する望みがある。しかし今日予算にある望みがないから、このように國庫負担を百十何億とあげておるのです、このようにおそろくどの委員会でも、予算委員会でも答弁している。来年度余剰農産物を受け入れたときには、國庫負担というものは当然減額のだという答弁をすつとしてきています。あなたの答弁で、この法案が通らうが通らまいが、そのことは別個の問題とおっしゃるな

らば、われわれは非常に感覚が違ふ。どうしてもこの問題がなければ世界銀行の交渉ができないのですよ。できるのですか。それでは公団法が通らなくても世界銀行から金は借りられるのか。この法案が通らなかつたつて余剰農産物の金は自由に使えるというならば、國營事業でやれば愛知用水公団の法案がなくなつてやれるのだ、その方針をはつきり開いておるのです。これをみやげに持つてアメリカに交渉に行くのか。みやげをいい意味にも悪い意味にも勝手に持つてはいけません。あなたの外遊に關して愛知用水公団に關しての問題なのだ。どつちだつていいというならば、それは考えぬでもいいのです。われわれは非常に議論が多いのだが、そういう趣旨で今日まで促進してきた。きょうは時間を二時までと限つたのはそういう意味と私たちは解しておつしやい。大臣の交渉にこの法律が要るか要らないかと私は言つて居る。どうですか。

○河野國務大臣 交渉に要るか要らぬかというお尋ねは少し私は承りかねるのですが、今お話し申し上げます通りに、余剰農産物の資金のうちで二十四億五千万をこの愛知用水に使う。この法案が通過すれば、それによつて愛知用水の事業を行つ、こういうことだと思ひます。従つてこれが通らなかつたといふことになりませぬ、お話し通りに世界銀行の金は借りませぬ。また向うも貸すわけはございませぬ。しかし一般会計でなせやらぬ、やつたらいいじゃないか、これはやるだけの金はございませぬ。従つてそれはやらぬということになるだけのことだと思ひます。

○河野國務大臣 交際に要るか要らぬかというお尋ねは少し私は承りかねるのですが、今お話し申し上げます通りに、余剰農産物の資金のうちで二十四億五千万をこの愛知用水に使う。この法案が通過すれば、それによつて愛知用水の事業を行つ、こういうことだと思ひます。従つてこれが通らなかつたといふことになりませぬ、お話し通りに世界銀行の金は借りませぬ。また向うも貸すわけはございませぬ。しかし一般会計でなせやらぬ、やつたらいいじゃないか、これはやるだけの金はございませぬ。従つてそれはやらぬということになるだけのことだと思ひます。

○河野國務大臣 交際に要るか要らぬかというお尋ねは少し私は承りかねるのですが、今お話し申し上げます通りに、余剰農産物の資金のうちで二十四億五千万をこの愛知用水に使う。この法案が通過すれば、それによつて愛知用水の事業を行つ、こういうことだと思ひます。従つてこれが通らなかつたといふことになりませぬ、お話し通りに世界銀行の金は借りませぬ。また向うも貸すわけはございませぬ。しかし一般会計でなせやらぬ、やつたらいいじゃないか、これはやるだけの金はございませぬ。従つてそれはやらぬということになるだけのことだと思ひます。

○河野國務大臣 交際に要るか要らぬかというお尋ねは少し私は承りかねるのですが、今お話し申し上げます通りに、余剰農産物の資金のうちで二十四億五千万をこの愛知用水に使う。この法案が通過すれば、それによつて愛知用水の事業を行つ、こういうことだと思ひます。従つてこれが通らなかつたといふことになりませぬ、お話し通りに世界銀行の金は借りませぬ。また向うも貸すわけはございませぬ。しかし一般会計でなせやらぬ、やつたらいいじゃないか、これはやるだけの金はございませぬ。従つてそれはやらぬということになるだけのことだと思ひます。

○河野國務大臣 交際に要るか要らぬかというお尋ねは少し私は承りかねるのですが、今お話し申し上げます通りに、余剰農産物の資金のうちで二十四億五千万をこの愛知用水に使う。この法案が通過すれば、それによつて愛知用水の事業を行つ、こういうことだと思ひます。従つてこれが通らなかつたといふことになりませぬ、お話し通りに世界銀行の金は借りませぬ。また向うも貸すわけはございませぬ。しかし一般会計でなせやらぬ、やつたらいいじゃないか、これはやるだけの金はございませぬ。従つてそれはやらぬということになるだけのことだと思ひます。

○河野國務大臣 交際に要るか要らぬかというお尋ねは少し私は承りかねるのですが、今お話し申し上げます通りに、余剰農産物の資金のうちで二十四億五千万をこの愛知用水に使う。この法案が通過すれば、それによつて愛知用水の事業を行つ、こういうことだと思ひます。従つてこれが通らなかつたといふことになりませぬ、お話し通りに世界銀行の金は借りませぬ。また向うも貸すわけはございませぬ。しかし一般会計でなせやらぬ、やつたらいいじゃないか、これはやるだけの金はございませぬ。従つてそれはやらぬということになるだけのことだと思ひます。

ます。しかし政府が提案いたしましたのは、今申し上げました通りに、余剰農産物の受け入れをして、これによってわが国の農業改良に裨益したいという事で、今国会に提案いたしておるのでございます。この法案の通過はぜひ望ましいことであるというところをお願い申し上げます。

○松野委員 それではあなたは余剰農産物の交渉はするが、世界銀行には外遊中は交渉しないのですか。世界銀行の交渉もやるのですか。  
○河野國務大臣 私は、あちらに参りますれば、お願いはするつもりでございます。

○松野委員 そうすれば、やはりこの法案がなければお願いができませんので、少くとも世界銀行に關しては、この法案が通過しなければ交渉ができません。そうなら、この法案はあなたの外遊のアメリカへの大事なみやげじゃないか、こういうわけですか。みやげという意味がいい悪いは別です。この法案が通らなければあなたは外遊ができないのじゃありませんか。その点をだけをはつきりしておかなければ外遊の目的がほける。

○河野國務大臣 外遊のみやげということを申されますと、非常に工合が悪いので、私はみやげであるとかみやげでないとかいうことを考えておりません。国家のために必要な交渉をするという事でございまして、もしこの法案が通らなければ、世界銀行の交渉をする必要はなくなるのでございます。余剰農産物についても、農村の關係において金が要らなくなれば私は受け入れる必要はない、こういうふうにご

るのでございますから、その交渉をする気持はありません。  
○松野委員 そうすると、あなたの外遊は必ずしも愛知用水の問題が主じゃないわけですね。その外遊の目的もちよつと聞いておきましょう。  
○河野國務大臣 いろいろ用事はございますので、余剰農産物のことにつきましても、この法案が通過し、明年度も余剰農産物の資金を十分にこれに活用するということになれば交渉もしなければならぬ、こう考えております。

○松野委員 外遊をされて直接交渉する方がよいという御論旨のようですが、あなたはまだまだ大事な問題がある。すぐ近くの韓国の漁船の拿捕の問題、ソ連のわれわれ平和漁民の拿捕の問題があるのに、なぜ韓国とソ連の方へは外遊しないで、アメリカの方に外遊するのか、何だかわけがわからぬやうな事です。ことにあなたは大事な食糧問題を来年までに解決するという事を米価審議会において発言しておる。国内は勝手にやれ、大事な自分の行政の大きな食糧問題は下僚にまかせて、そうしてあなたは勝手に外遊する。その目的は今の御説明のようにはけてしまつてゐる。なぜ韓国に外遊して早く解決しないか、ソ連の方へ行つてなせ北洋漁業の方の問題を解決しないか。アメリカの方は何だかわからない、何とはなしに行く。これこそ外遊なんですか。あなたの外遊の趣旨はそこにある。今の愛知用水の問題で一生懸命行かれるのかと思つて、もうでもない。

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○芳賀委員 そこでお尋ねしたい点は、この機械公団の事業の実施地域は、これは単に北海道だけに限つていない。北海道が主たる対象かもしれない。北海道も、今年の計画においても青森県の上北地区も対象になつておる。この事業が一応の成果を上げるといふことになれば、今後は国内における未開発地域の農業開発というものが、こういうような方式で進められることがある意味においては期待が持てるかも知れぬといふところへきてゐるわけだ。そういう場合において、この機械公団の人事の問題とかあるいは協議すべき問題、そういうものを特に北海道開発庁とだけ覚書を取りかわす必要といふものはどこにその理由があるか。

○河野國務大臣 ただいま申し上げました通りに、北海道につきましては北海道開発庁に企画をしていただくことになつておりますから、そこで北海道開発の総合企画をなさいますので、それと、われわれが実施いたします際に緊密な連絡をとる必要がある。内地におきましては農林省におきまして企画を一切いたします。そこで北海道開発庁と取りかわしをしたわけであり

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

○河野國務大臣 委員全体にお願いしておるのでございます。  
○松野委員 私は悪意で言つてゐるのじゃない。私はそういう提案だと思つて、そうしてこの愛知用水公団は外遊するのには大事な問題だ、こう今まで思つておつた。悪意ではない。私が質問することは何もかも悪意と思つて、よそを向いて答弁する。私はそういう意味ではない。外遊については、もつと大事な問題が国内にある。食糧問題だつて、あなたは全委員に對して、食糧問題の今後の対策は重要な問題だとおつちやつておる。そのさなかにあなた

斧斤長官の間において完全なる了解が成り立っておらぬと困るのです。農林大臣の方ではそういうことを考へておるとこの席では言っておるが、しかし大久保長官に聞いてみるとあなたもそうでもないという程度の認識しか持つておられないのです。あなたの方では開発庁に対して最大の期待を寄せ、企画の面に対してはすべてまかしてあるのだ、そういうことを議会においては言っておられるが、内部的にはどういふことになっておるか。政府内部においては実際そういうことを行われておるのでか。開発庁長官の言辭を通じてわれわれが了解することになると、この機械公団の問題にしても大久保長官は勉強が足りないというか認識されておらぬ点が非常に大きいわけだ。これは閣内における不統一ではありませんか、こういう点は……

**○河野国務大臣** 大体従来どういふ場合でも両省にわたります場合には、あらかじめこういうふうな事務的に了解事項を取りつけておるのが慣例でございます。決して、決してひとり鳩山内閣になつてこういうことをやるのではないかと私は思います。こういうふうな念には念を入れておいた方が、将来事務が円滑に進むゆゑんでございまして、初めに十分両省の間の円滑な申し合せをしております方が、将来に意見の不一致であるとか、トラブルを起すことがなくて済む。それらの限界を明確にしておく方がいいのではないかと。これは従来もそういう慣行でやつておつて、今度初めてやるのではないのだと私は思つておられます。

**○芳賀委員** それでは大久保長官にお尋ねしますが、今農林大臣の言われた通りですか。

**○大久保国務大臣** 昨日も申しましたのでありますが、開発庁は企画官庁であります。農林省が実施機関でありまして、従つて今回の公団につきましても、実施機関たる農林省が表面に立つたといふことになつたのであります。この根本の性格には変わりございません。そこで企画官庁と実施官庁との間の一般の協定がなくては、この事業の遂行はできぬと思つたので、私の方と農林省の方と相談をいたしましたので、こういう文書の交換をいたしましたのであります。これは今まで言つた通り、ひたすらに両官庁が協力してこの事業の目的を達成したいという誠意に出ているのであります。

**○芳賀委員** そういたしますと、開発庁は企画官庁なんですよ。ですから実施官庁に対して企画された計画というものは、計画の線に沿つて忠実に実施されるかどうかという点に対しては、相当責任のある立場からこれを注視しておらなければならぬと思つたが、そういう点はどうかお考えになりますか。

**○大久保国務大臣** もちろん連係をとつて十分注意していく必要があると思つたので、このように文書の交換をいたしました次第でございます。

**○芳賀委員** 私のお尋ねしているのは、この一片の事務次官同士の覚書程度でこれがあつたら大丈夫だということではだめですよ。昨日も私があなたにお尋ねした通り、この北海道の総合開発の中における農業開発等に對しては今後どうするかということ、当然これは開発庁の所管において確立されておらなければならぬ。ただその一つ

の方式として、一部分に対しては機械公団に對してこの仕事をやらせるといふにすぎないのですよ。機械公団が北海道の開発事業をやるなんて考えたら大きな間違ひですよ。これは機械公団の請負なんですよ。請負師にやらせるか、この法人化された公団にやらせるか、あるいは入植者自体にやらせるか、あるいは入植者自体にやらせるか、というだけなんですよ。何も公団は大したものではないです。これを開発事業をやる機関であるとか、そういう権限を持つておる公団であるとかいふふうな間違つた判断をされると、非常に問題が重大なことになるのでこの公団に對する理解をあなたはどういふふうな持つておられますか。これは単なる請負機関なんですよ。これだけの土地を何十万円で請け負わすから開墾しろといつて、これは指名して請け負わす事業をやらせるだけなんです。それ以外開発事業に對しては公団というものは何ら責任も権限もないのです。そういう点をどういふふうにお考えになっておられますか。

**○大久保国務大臣** 公団法に明記してあります通り、公団の事業は限定されております。これはあなたのおっしゃる通りであります。従つて開発事業の助成機関ということになります。これはあなたのお説の通り考へております。

**○芳賀委員** これは助成機関でも何でもないのです。金をもたらして開墾をするだけがこの公団の仕事なんです。開発事業だとか協力だとかいふことじゃないのですよ。金銭上の損得でやるのです。公団というものはもうかからぬ仕事は絶対にやらぬということに任置されておるわけです。だからそう

いふところをはつきりしてかからぬと困る。長官のお考えはそういう点はどうなんですか。

**○大久保国務大臣** 助成という意味が違つてあります。あなたのお説の通りです。それを尊重して進みます。

**○芳賀委員** 次に農林大臣にお尋ねしますが、農林省の場合、内地府県においては農地事務局というものがあつて、これは完全に農林省の出先機関です。北海道の場合においては趣きが変わつて北海道開発局がやる。これは決して農林省の出先機関であるといふことにはなつておらぬと思つた。その点は農林大臣としてどういふふうにお考えですか。

**○河野国務大臣** 北海道におきます場合は、内地と違ひましてこの機関は開発局だけでやる内地の場合にはその他のものについても仕事をいたしました。北海道の場合には開発局だけでやるということになります。

**○芳賀委員** それで公団が開墾地における事業をやる場合、その監督の問題になるのです。これは法律等によつても当然農林大臣が監督することになつておられますが、現地における實際の監督はやはり出先の、内地府県においては農地事務局でしょう、それに事業所がつくのでしよう。ですから、北海道の場合には現地における監督機関は開発局になる、私はこう考へるのであります。その点はどうか。

**○河野国務大臣** もちろん監督官庁は農林省であり農林大臣でありますけれども、これを具体的に現地の場合に考へてみますと、開墾に類するものは北海道の開発局がやりますし、それからその他府県の部類に属するものは北海道

のそれぞれの場合において監督するといふことになつて参ることになつております。

**○芳賀委員** 北海道の場合には開発局にまかせるといふふうになるわけですね。もちろん笹津、根釧に事業所はできると思いますが、その関係が明確になつておらぬと、常識だけ作つても業務上の監督とか権限とかいろいろな問題が出てくると思つたのです。

**○渡部(伍)政府委員** 先ほどお話のありましたように、開発局は開墾の事業だけしかできませんので、その他のことについて事務を農地事務局に農林大臣がやらすようなわけにいきません。従つてそのほかの事務については直接農林大臣が道とよく連絡しながら監督していく、こういうことになりまして。

**○芳賀委員** ただいまの局長の御説明によると、開発局にはこれは直接まかせるわけにはいかない。それで直接事業所を作つて農林省で事業所との間に直接のつながりであるといふことになつてしよう。開発局は全然これにはタッチせぬといふことになるのですか。その点はどうか。

**○渡部(伍)政府委員** 詳しく申し上げますと、建設工事が開墾になりますから、これは開発局の事業所を作つてやります。それから當農指導その他につきましても、農林省が道とよく連絡しながらそこに事業所を置き、さらに昨日お話がありましたように、必要があれば委員会をつくりまして農林省の監督のもとにやつていく、こういうことではあります。

**○芳賀委員** 結局開墾事業に關しては、公団のやることだけに對しては開発局も直接にはこれに關与しな

いで、開墾という作業だけは直接に事業所を現地に設けて農林本省が直接そこへ出先機関を向けて、そしてやるということになる。それ以外の建設工事に附帯した事業等に対しては、従来通り直轄事業とか何とかという区分に従って道並びに開墾局が従来の一つのワク内においてこれをやる、そういうことに区分していいわけですね。

○渡部政府委員 その通りでございます。

○芳賀委員 それでは次にお尋ねしたい点は、そういうことになりまして、公団の人事等に対しては何も覚書というものを取りかわす必要はないということになるのですか。

○渡部(伍)政府委員 これは先ほどから大臣がお話し上げました通りに、北海道開墾庁は企画官庁でありますから、企画されたものが実施官庁でどういうふうな運営されておるか、実施されておるかというこの連絡を密にするために、この事業をやるときは直接農林省がやるのではなくて公団というものを作ってやりますので、それについても企画官庁をして監督に当らせるということであります。

○芳賀委員 開墾庁の場合は元締めは総理大臣ということになっておるわけです。それで公団のやる業務というものは非常に限られた請負事業をやるわけですけれども、その人選をする場合、農林大臣だけが人選すると何か弊害があるのですか。農林大臣ではまかせられぬという心配があるのですか。

○渡部(伍)政府委員 これは仕事を円滑にやるために十分協議をしてやられた方がいい、こういう趣旨でございます。

○芳賀委員 具体的には、この公団の人事に対しては結局農林省あるいは開墾局両当局の間において人物の選考等を行うとか、あるいはこれは技術面に携わる仕事が多に多いのですから、両省から人間をこへ持ち寄るといふ便宜上の関係で、人事の点に対しては両大臣が合議をしてやるということですか。

○渡部(伍)政府委員 先ほど来いろいろ話がありましたように、北海道の開墾について非常に困難な問題がありますので、企画官庁としてはそういう困難な問題が円滑にいくように、公団の運営が十分目的を達せようとする人を選定してほしいという趣旨から申出があったものと思えます。

○芳賀委員 次に農林大臣にお伺いしたい点は、北海道における開墾機構の問題は多年にわたって問題があるわけですが、この点は久保長官もときどき言われておる点ですが、結局中央においては開墾庁という企画官庁が一つある、今日においては専任大臣が長官になっておられるわけですか。しかしこれは全然足を持っておられないのです。長官に言わせると、北海道の総合開墾を

開墾庁が策定して、それに要する予算を取って、それを関係の農林省あるいは建設省に与えて、そして事業を実施していくというところで、これは非常に異なるケースであるというように考えておられるわけですが、これらのことに対して、今後こういう機構は現存のままでもいいか、あるいは過去数年間の歴史的な変遷に徴して、これを将来どうしたらいいか。直接実施官庁として開墾庁が予算を取って、それを北海道が農林省に預けておるということでも

ありますので、農林大臣としても一応のお考えはあると思えますから、この際御所見をお聞かせいただきたいと思えます。

○河野國務大臣 北海道の開墾につきましては、現在実施いたしておりますことでむろん十分と申すわけではございませんが、なお国家として相当思い切った対処しなければならぬという要望が強いのでございます。そういう意味合いからわれわれといたしましては、北海道の開墾について行政上も財政上もどういふふうにしてやったらよろしいかという点については、せっかく検討を加えているわけでございます。これは単に私が御答弁申し上げるのではなしに、この席でこういうことを申し上げるのはどうかと思えます。民主党内においてはこのために特別委員会を設置いたしましたので、せっかくなんで勉強しているわけでございます。その点御了解を願います。

○芳賀委員 北海道の開墾局長官に伺いますが、北海道とのつながりというものが、非常に明確を欠いているわけですか。北海道開墾庁の場合には実施官庁ではない、企画官庁であるという点に限定をされているが、開墾局は農林省の出先機関だけでもなし、建設省の出先機関でもないわけですか。しかも身分は総理府の技官とかいうことになっている。そうしてこれは現業局ですから、行政的な流れというものはどこに源を發して開墾局になっているのか、その点を明らかにしてもらわぬと、北海道との関係が不明確で困る場合があるのです。

○大久保國務大臣 これはたびたび申しました通り、実際不明確な点があり

ますけれども、開墾局の人事につきましては総理府の中の私どもが扱っております。しかし事業の執行になりますと、今大臣から言われました通り、農林大臣の所管になる、あるいは建設大臣の所管になる、また鉄道行政につきましても運輸大臣の所管になるというふうな変態の形になっておりますので、農林大臣の言われた通り、これをどうしていくかという調査会が今起っているというふうな始末であります。

○芳賀委員 開墾局の人事権は開墾庁が持っているとする、あわせて監督権も開墾庁が持っているということになるのですか。

○大久保國務大臣 事業の執行、監督は農林省、あるいは建設省がやっているわけですか。

○芳賀委員 人事権を持っているということは、開墾局全体に対しての監督権を持っているということになるのではないのですか。そうすると、気遣いに刃物を持たせたとやうなもので、実際の面に關しては何の権限も持っていないで、首の上げかえだけはやられる。この点もう少し理解のできるように長官から御説明を願いたいと思つた通り、人事の直接の扱いは私どもがいたしておりますけれども、仕事についての指揮監督ということになりますと、農林大臣、建設大臣等に移つていけるのであります。そこは調和をとって決して無理なことはしておりませんし、将来も調和をとってやっていきたいと思います。

○芳賀委員 私の言いたいのは、開墾庁が人事権だけを持っているということにナンセンスがあると思つたので

す。そういうことであるなら、むしろ北海道の開墾局というものは農林省とか、建設省の現業の出先先なんですよ。ですから身分的に言つた場合に、これは総理府の役人ということにしない、むしろ農林省や建設省の者をそのままの形でそこに向けていた方がいいのです。そうでない立場で実施上の監督権も権限もない者が人事権だけ持っている。ですから、ここにはつきり表面には現われなければならないけれども、裏面には現われぬものも必ず出てくる。そうじゃないですか。特に北海道だけを限って開墾庁がある。実施面に対しては何ら責任を持っておらぬ。しかも人事権だけを持ってくるというその裏にいろいろの弊害があるということをおわれわれは言つておる。こういう点は、農林大臣はにやにやしておらぬ、もう少し——人事権だけを開墾庁にまかせてあるというふうな不思議な機構は早く何とかしなければならぬと思つたがどうですか。

○河野國務大臣 北海道の総合開墾の見地から、ただいまお話しになりましたように、農林、建設、運輸、港湾関係等いろいろあると思つた。それを一元的に指導いたしますには、やはり開墾庁に人事権を持たしてこれに統合していかうという考えのもとにこういう機能になっておると思つたのであります。しかしやってみればこれではまだ不十分だ。人事権だけではいかぬというところになって今の御意見になると私は思つた。これはどなたもそういう考えを持たれると思つたのです。われわれもそういう見解に立ちまして、今後すみやかに北海道の総合開墾の見地に立つて機構でありますとか、仕事の面につ

て

いても再検討を要する時代がきておるというところで、今せつかく各覚においてもそれぞれ御検討なさっておられると思うのであります。政府におきましても、今お述べになりましたような趣旨を痛感いたしました。せつかく検討して、いこうということが今日の段階であることを御了承願います。ただいまお述べになりました御意見は十分これを参考にいたしまして善処いたしたいと思ひます。

○芳賀委員 時間がありませんので、最後にお尋ねしたい点は、わが国全体の食糧政策をやる、あるいは国土計画の一環としての農業開発をやるという場合において、この国土の全体の中の一部分だけが総合の中に入っておらぬというような場合には、どういうことになるかということもお考えになる必要があるかと思ひます。全体の計画を立てる場合においては、むしろこの分だけ切り離すというようなことが、果して将来においてプラスになるか、マイナスになるかということ、十分今後検討すべき必要があるのじやないか。その実施面については、集中的にある地域に対しては力を経済的に投入する必要はあると考へるが、国土の総合的の計画の上にも考へるといふ場合には、局部だけに問題をまかせるというようなことがどうであるかというところは、今後十分考へていかなければならぬと思ひます。ですからそういう点に對しては、慎重にこの問題を究明する必要があると思ひますが、こういう点に對してさらに両大臣の考へ方を、一応この機会に述べておいていただきたいと思います。

○河野國務大臣 御趣旨ごもつとも

考へますが、今、申します通り、食糧その他重要な面において農林省が全体をながめて計画を立てるといふことにいたしますと、そこに北海道の総合性に欠けるところがあるというようなところが、いろいろ問題があると思ひますが、これらをもつて十分検討いたしまして、國家的にも、北海道のためにも都合のいい方法を生みだしたいと思ひます。

○大久保國務大臣 北海道の国家全体の見地から考へまして、まず一番先に開発したいと考へておるのは第一期産業、すなわち農林、水産漁業でありまして、そして二期の産業、すなわち鉱工業に進む、こういう目標のもとに進んでおられますけれども、さつき申しました通り、いつも日本の国全体の点を頭に置いてやっております。

○芳賀委員 それは大久保長官の私見なんです。あなたの鳩山内閣は、政府の方針としてそういうことを考へていないのです。第一期産業というのには非常に経済的な効果も薄いし、日本の生産条件の上から見ると、こういうところに財政的な物量を投ずるのは非常に不得策である。だから五カ年計画を見ても、わずかに一々くらいしか第一期産業の生産性に期待を持っておられない。だから鳩山内閣はあなたの考へたと違つたことを考へておられるのです。そういうことであるにもかかわらず、開墾の片すみに閉じこもつて、順序を考へておつても、これはなかなか政府の施策の面には現われてこないと考へるのです。ですからあなたの考へ方が正しいとすれば、もう少し開墾内において意見の開陳をするとか、いろいろ

な機会に開墾長官としての見解や抱負を述べて実現するよう大いに努力しなければ、これはあなたの在任中にはその仕事はできないと思ひますが、そういう点の心配はありませんか。

○大久保國務大臣 それは北海道開発五カ年計画を立てたときの方針であります。決して私個人の意見あるいは鳩山内閣云々ではございません。五カ年計画の冒頭においてきめた方針であります。この方針に従つて万全を期したいと考へております。

○淡谷委員 同僚の各委員から御質問がありましたので、私は従来触れなかつた基本的な問題について、三つかりと農林大臣にお伺ひいたしたいと思ひます。愛知用水公団及び農地開墾機械公団におきまして結果されておるこの劃期的な日本の農耕機械の改革、私たちが多年主張して参りました機械化農業の点が打ち出されましたこと、大へん喜ばしいのであります。しかしながら日本の農政史上かつて見なかつたこの大きな改革の前には、必ず予測しないところの幾々の障害も起るであらうと思ひます。これはいかなる英知をもつても免れない。犠牲は必ず伴う。しかしながらできるだけこうしたところや犠牲を最小限度にとどめたいというのがわれわれの念願であります。それについて伺ひたいのは、農地開墾機械公団の事業内容であります。これは主として農地の造成に重きを置かれておる。本日配付されました書類に基きましても、従来日本で見られなかつた一日に五町歩ないし十町歩の土地を開墾する機械も入ってくる計画のようでございます。こうした大規模の

開墾をしました後の経営が伴うかどうか。事業内容を見ますと、機械を貸し付ける、あるいは委託を受けてこの事業を行う、このようなことが言われておりますけれども、一体こうした大規模な開墾、農地造成に伴う国内の入植あるいは営農方針がはっきり打ち立てられておるかどうか。御承知の通り農地を造成しただけでは目的は完遂いたしません。従来開墾の理想は、この点について大臣の日本農業の経営、あるいは農業構造の改革の理想をお伺ひしたのであります。

○河野國務大臣 この点は今回開墾を對象としたしております地域が、非常に営農の困難な場所でありまして、これは御承知の通りでございます。従いまして政府といたしましては、これらの地域に對する入植の点については慎重に検討いたしまして、北海道大学の学識経験者等の意見も十分参考とし、さらにその地方の有識者もしくは経験者等の御意見も十分検討いたしまして、およそ想像できる準備はいたしまして、これに對する入植の指導をいたしていきたくと思ひます。この点でございます。何分先ほど各委員の方々から御指摘になりましたように困難な場所でございます。今、御指摘になりますように、新しい機械を使って新しい客観条件のもとに営農を指導して参るのでありますから、いろいろな問題が起つてくるだらうと思ひます。しかし先は先として、現在の段階におきま

て想定のできるあらゆる角度からの検討をいたしまして、これに對して入植の指導をし、またこれに對する補助と援助等も加えて参るといふことを準備いたしておる次第でございます。

○淡谷委員 できるだけあやまちのないような想定のもとに入植が行われる。特に私関係を持っておられます上北地区の開拓入植についてお伺ひしたいのであります。造成された農地には、従来の開拓入植と同じような規模、構想のもとになされるお考えかどうか。あるいは従来入植以外に新しい一つの構想をお持ちかどうか、その点を一つ具体的にお話し願ひたい。たとえば経営反別であるとか農具であるとか、そんなような点を大ざつぱでけつこうですが、大規模にやるのか、従来通りおやりになるのか、この点でございます。

○河野國務大臣 この地方につきましては、略農に相當の主体性を置いてやる必要があるかということに現在意見が一致しておるようであります。そこで入植者にはどういふ場合でも略農を経営の中に取り込みまして、従来よりも規模を大きくしてやらなければいかぬだらうということになっておるわけでございます。

○淡谷委員 公団自体が事業を行う点においては問題はないでしょうけれども、公団が機械その他を貸し付ける對象になる事業主体はどういふのが予定されますか、具体的に伺ひたい。

○河野國務大臣 そのも密りのすでに入つておられる入植者の方に貸して、そうしてやつたらどうかということを一応考へております。

○淡谷委員 現在の日本の入植者がこの大きな機械を操作するような技能とか練習なんか積んでおりましたか。見たこともない機械だと思いますが、この点の御説明は、どうも私にはわかりません。

○河野國務大臣 政府委員より説明させていただきます。

○渡部(伍)政府委員 建前は今度の新しい地区は公団みずからやることにしております。これに近接する入植地区では、公団のオペレーターをつけて機械を希望者があれば貸すのであります。ことに北海道は冬期が長く、冬期休みの期間がありますので、たとえば東北あるいは北関東等で相当広汎な機械開墾をやりたい希望者がありますから、そういうところに、機械公団の事業の支障のない限り、機械だけあるいはオペレーター付で機械を貸すということを考えております。

○淡谷委員 この入ってきます機械、これは青森県とは限りませんが、北海道においても同じだと思いますが、現在の日本の道路で運び得る程度の重量の機械でございますか。それとも道路等の舗装を必要とする機械であるか、その点を伺っておきたいと思つております。

○渡部(伍)政府委員 特に舗装を要するといふようなことは考えておりません。ただし今度の計画地は道路が完備しておりましたから、まづ先に道路の建設に着手することにいたしてしております。

○淡谷委員 機械運搬の道路を作る費用などは一体どうなっておりますか。別な予算でございますか。それともこのワク内で取る予算でございますか。

○渡部(伍)政府委員 開拓道路でありますので、これは開墾建設費で、今度の場合に両地区で一億組んでおります。これの建設事業は国に委託してやらせまゝです。

○淡谷委員 さつき大臣に質問しました点について、なお局長からも御答弁願いたいと思つて、この機械を使ったあと土地を荒さないで、耕地として十分生かすような準備が出来ますか。たとえば非常に大きな機械を使って開墾した土地は、これに連続する種まきから刈り取りまで一連の農機械が備わらなければ完全なことができない。現在日本の開墾の形に、この新しい農地造成の機械に伴うような、耕作、播種等の一連の機械の態勢が整つておるかどうか伺いたたいのであります。

○渡部(伍)政府委員 その点が今度の場合の特性でありまして、荒起し、三年後に本起し、それに伴つて肥料の撤布、種子のまきつけその他の管理について、それぞれの必要な機械を入れていくといふことを考えております。これは冒頭に大臣からお話がありましたように、上北の場合においても酪農を非常に大きく取り入れますので、どうしてもそういうふうなことをやらなければ、今までの検討の結果は、あとの営農が縮かなくなるだろう、こういうふうな見地から、そういう計画を立てておるのでございます。

○淡谷委員 農地造成といふ言葉の中に、一体作業をどこで切られるつもりでございますか。今荒起し、本起しといふふうい言われましたが、どこでとまるのか。農地造成の観念の中に、もつとあとの作業まで入つておるのか、どこに一線を引かれますか。

○渡部(伍)政府委員 荒起し、本起しまでであります。その前に、いわゆる開墾建設事業と申しまして、道路、水路、そういうことを含めます。

○淡谷委員 本日配付されました資料の中に、播種の機械まで入つております。これはやはりこの公団でお使いになりますか。

○渡部(伍)政府委員 これは荒起しいたしまして、最初に牧草を種えて、畑地の土壌を炭カルと一緒に改善していかなければなりませんので、こういうものも一緒に入つております。飼料草の播種機械であります。

○淡谷委員 実は私、この公団の業務の内容がもつと広くなる必要があると思つたので、こういう質問をしておるのであります。この第十八条に、「農地の造成又は改良の事業を行う者に対し、当該事業の用に供する機械及び器具の貸付を行う」とある。あなたは今この農地造成といふものを荒起しと本起しに限つた。その場合に一体種まきの機械が貸せられますか。この法律によつてその事業を行われませんか。だから私がどういふようでありませうか、農地造成といふ範囲をどこに線を引かれるか、こう聞いておるのであります。

○渡部(伍)政府委員 わかりました。私の方では荒起し本起しで熟畑になる。それまでの関連する、たとえば炭カルを入れることまで含んで農地造成といつております。その途中で牧草を入れまして、土壌の改善にも資するといふことも一緒に含めて、熟畑になるまでを農地造成と、こういうふうにいっております。

○淡谷委員 牧草の種まきを農地造成と考へて、肥料同様これを農地改良にぶち込んで、資材として認められますか。日本の農業の概念では、種まきさえ農地造成であり、種まきが、種をまくんじやなくて、牧草の種を入れるなんという考へでは、非常に混乱します。どうですか、この点は。

○渡部(伍)政府委員 この地帯は御承知のように、非常に悪い火山灰地でありまして、現在までの開墾が成功しない一つの大きな原因としては、せつかく起しても土壌の改良までめんどうを十分見ない。見たところは成功しておるのであります。見られないところに今まで成功しない大きな原因がありますので、そこまでを含めまして、農地造成と私の方としては考へておるのであります。直接的に種をまくことを取り上げられますと、いかにもあれであります。これは熟畑までの関連事業として考へておるのであります。

○淡谷委員 農林大臣に、これは私好意的に質問いたしますが、今お聞きの通り、農地局長の答弁が非常に苦しいのです。これは確かにおっしゃる通り、農地はただ起してしつくり返しただけでは農地になりません。戦争中に行いました農地開墾のさまざまな仕事、戦後急激に行いました農地開発営団の仕事、いかにも農地はひつくり返しましたけれども、あとの仕事が続きません。この公団法案を徹底的にやれば、そんな苦しい答弁を農地局長がやらずに済むように、単に農地造成でなく種まきから刈取りそのほか一切の農作業が機械化し得るような一連の農業機械をここに入れまして、あとの営農経営までも大きな機械化の構想をもつて指導されるような御意図があるか。

○淡谷委員 大臣にこれは好意をもつてお聞きしたいのでありますが、いかがでございますか。

○河野國務大臣 ごもつともなことでございまして、私も今いろいろ伺つておりました。その点については特に先ほど申し上げましたように、地元事情を十分に調査いたしました。これはたびたび申し上げますように新しいテレスト・ケースと申しますか、これからこういう方法でうまくやつていくことを意図して、これに入つて参るわけでございますから、今お話のような点にも十分検討を加えまして、善処して参りたいと思つております。

○淡谷委員 さつき農地局長の答弁の中にあった、牧草の点に關しまして、化学肥料とかあるいは堆肥、厩肥等のほかに緑肥といふ肥料が考えられますが、確かに牧草の種まきつけなども肥料の一種として農地造成と考へられないことはない。そこまで無理して解厩を廣義に用ひまして、さまざま矛盾を開くよりも、むしろ大胆にこの計画を農地の造成から経営までというふうにお変へになる御意思があるか。

○河野國務大臣 十分すみやかに検討を加えたいと思つております。

○淡谷委員 大体お考えはわかりましたけれども、できることならば農地造成といふものは、どうでも機械で土地をひつくり返せば済むのだというお考えでなしに、経営の規模においてもあるいは用いる農具においても、農方針におきましても日本の農業構造を大きく変えていくのだという一連の構想を持つてお進み願いたいと思つて

○淡谷委員 大臣にこれは好意をもつてお聞きしたいのでありますが、いかがでございますか。

○河野國務大臣 十分すみやかに検討を加えたいと思つております。

○淡谷委員 大臣にこれは好意をもつてお聞きしたいのでありますが、いかがでございますか。

○河野國務大臣 十分すみやかに検討を加えたいと思つております。



ます。

それから愛知用水公団について二、三点同僚委員諸公が聞き落しました点がございまして、お尋ねいたしますが、あの水没地帯の地方にはたくさん山林労働者がございます。この山林労働者が水没と同時に職を失うようなことがあると非常に大きな労働問題、生活問題が起る。これがそのまま職を失わずに、引き続きその仕事に従事し得るような構想ができていますか。端的に言えば、あの木材を運搬いたします軌道などが、その機能を失わないで直ちに工事開始とともに十分運搬の仕事にたえる。労働者の仕事にも役立つような構想がございのかどうか。こういう大きな変革を行いますと、必ず大きな損をする者とそのどさくさに乗じて思わざる火事どりの利益を得る者の出ることば免れないでしようけれども、これは当然勘定に入れます。そういう手違いがないように行うことが大事だと思ひますが、そういう点についての御配慮がございのか伺ひたい。

○河野国務大臣 それらの点を十分考慮いたしまして、軌道のつけかえはあらかじめ新しいものをつけて、そして軌道の運転を一日も休止せずに、労働者の休むことのないようにするよう配意をいたしているわけでございます。

○淡谷委員 あと一点だけ伺ひますが、なるほどあの山間部落の農民を多半島に入植させる構想があるようでありまして、次三男あるいは特別にあの山間部落をいとう者は喜んで入ると思ひますけれども、山村における農民の生活と平地における農民の生活とが非常に違っている。これを突進しまして

失敗している例も乏しくはない。あの山村地帯の農民がもし希望するならば、この国有林野の払い下げあるいはその他の山林労働に従事させまして、そこに土着しながらなお農業できるような構想をお持ちであるかどうか、明らかにしていただきたい。

○河野国務大臣 まだ所在の町村に多少の開墾する場所もないことはないようでありまして、もちろんいい場所でないことはあたりまえであります。また国有林の中においても希望があるれば十分その希望に沿うようにいたします。ただいまお示しのようなことはむろん起つてくるのじやなからうかと思ひますが、そういう場合には、むろん最も親切に熱心に協力するという立場で善処いたします。

○淡谷委員 最後に一点、御質問ではございせんが意見として申し述べます。この間突地調査をいたしました場合、私たちが現地を見まして、現地にあれだけ大きな反対があるとは思ひませんでした。特に長野県の受益の問題と愛知県の受益の問題に触れますと、受益が愛知側に大きくて犠牲が長野県に大きいという点は当然だろうと思ひます。しかるに私たちの調査でも、長野地区は非常に日程がなかつたので十分に調査ができませんでしたが、あつても、あの現地に参りまして私たちが意外に思ったほど農林省とあの水没地帯の人との間に融和も理解もできておりません。そこへ持ってきて、調査であつてもあの大仕掛けのボーリングをやつて、あるいはびょうを打つてやられたのでは、やはり現地の農民は感情的にも非常に反撥してくる。いろいろな補償問題もからみますけれども、どうぞあつて積極的に農民心理に立ち入つて御検討の上、この画期的な農業改造の大事業の前に思わざる農民自体の反響を招かざるように十分なる御注意を願ひます。以上申しまして私の質問を終わります。

○河野国務大臣 御注意の点は十分注意をいたしまして、誤りのないようになすことを申し上げます。

○芳賀委員 先ほどの淡谷委員の御質問の中に、この公団の行う事業は農地の改良造成という範囲になつてはいるわけですが、北海道の問題は、今まで国が補助金を出して一年に五十台くらいずつトラクターを北海道に入れて、主としてこれは耕土改良という意味で深土耕をやつた。これは北海道の農業団体が事業主体になつてやつていくわけですか。ですからこういう耕土改良のような事業は、一つの既成事実として北海道等においては行われていく。もう一つは、酪農振興法に基いて今年度あたりから耕土集約の指定地区に對して草地改良の機械をそこにセツトを入れるということになるわけですか。これもやはりこの公団の取扱うところの機械と機能において、大体同じような水準のものであるというように考へるわけですか。特にトラクター開墾のごときは機械公団でなければやれぬというような精密なものでもないし、高度なものでもないわけですか。ですから既存の事実として行われている北海道等における機械化の一連の事業と今後の公団の事業というものは、どういふふうなマッチングしていかばそれがさらに高能的なものになるか。将来の問題にも關するもので、この点は局長あたりの専門的な立場からお答え願ひたい。

○渡部(伍)政府委員 北海道の深土耕あるいは草地改良の機械、これら北海道の分は初めてから五、六年になりませんが、特殊の地帯に入るのであります。牧草改良のために入れたトラクター等は、試験的にどの地帯にどういふように適用すべきか研究しておるのであります。今度の場合には公団で、先ほど申しました荒起しから本起し、それをセツトにしまして、セツトが順々に動くように、將來新しい地域にいくような構想のもとに取り入れていこう、こういうふうな考えでございます。

○芳賀委員 この点は昨日も指摘した通り、機械化による開墾作業だけがずつと進んで、營農設計というものはないにくつついていけない。それを調節するために事業計画の中に、一部遊休のときにはこれを他に転送して、能率を上げるということになつておるのであります。これをあまり遠い地帯に移動させるといふことになる、輸送コストというものが相当大きいと思ひます。ですからその地域内におけるそういう機械化の事業とどうマッチングさせて、それが受益者の——今までも相当負担が重いのです。そういう機械化による耕土改良とか、農地改良とかの負担の軽減にも寄与できるということの研究が必要だと思ひます。そういう意味で昨日私が言つた通り、現地における各機關の事業主体等の委員会のごとき協議機関をぜひ設置してやる必要があるのじやないか。これは農林大臣が

○網島委員 御質問がなければこれをもって両案に対する質疑を終了いたします。

○網島委員 御質問がなければこれをもって両案に対する質疑を終了いたします。

○網島委員 御質問がなければこれをもって両案に対する質疑を終了いたします。

○網島委員 御質問がなければこれをもって両案に対する質疑を終了いたします。

○網島委員 御質問がなければこれをもって両案に対する質疑を終了いたします。

あまりはつきりしたことを言わなかつたが、どうしてもこういうものは必要であるということを通局から言明願つておきたいと思ひます。

○渡部(伍)政府委員 昨日大臣もそういう委員会の必要があるということをお申し述べました。その後私どもの方でも協議をいたしております。やはりお話のように役所的ではなしに、現地の希望を十分取り入れて得心していただけるような委員会が必要だと思ひます。これは機械公団が発足した上で十分やつていきたい、こういうふうに思ひます。

○網島委員 先ほどは午前中の分はこれにて暫時休憩をいたし、午後は正三時より懇談会を開いて、すみやかに議案の進捗をいたすようにいたしたいと思ひます。三時には皆さんぜひこの会場にお集まりをお願いいたします。

暫時休憩いたします。  
午後二時四分休憩

午後四時十五分開議  
○網島委員 先ほどは午前中の分はこれにて暫時休憩をいたし、午後は正三時より懇談会を開いて、すみやかに議案の進捗をいたすようにいたしたいと思ひます。三時には皆さんぜひこの会場にお集まりをお願いいたします。

○網島委員 先ほどは午前中の分はこれにて暫時休憩をいたし、午後は正三時より懇談会を開いて、すみやかに議案の進捗をいたすようにいたしたいと思ひます。三時には皆さんぜひこの会場にお集まりをお願いいたします。

○網島委員 先ほどは午前中の分はこれにて暫時休憩をいたし、午後は正三時より懇談会を開いて、すみやかに議案の進捗をいたすようにいたしたいと思ひます。三時には皆さんぜひこの会場にお集まりをお願いいたします。

より各大臣に御所信をお尋ねいたして  
おきます。

まず愛知用水公団法案に対する付帯  
決議案を一応読み上げます。

愛知用水公団法案に対する附帯  
決議

一、本案は、世界銀行よりの借款及  
び余剰農産物見返資金という不確  
定財源を主要財源とするのみなら  
ず、工事完成までに六年以上を要  
し、且つ、明年度以降の所要円資  
金も巨額にのぼるのであるから、  
本事業を計画通り進捗せしめるた  
めには他の一般土地改良事業に重  
大な悪影響をもたらすおそれなし  
とし、よつて、政府は、わが  
国全体の食糧増産事業の重要性に  
徴し、これが所要資金の確保につ  
き毫も支障なきよう万全を期する  
こと。特に小規模土地改良事業の  
促進を図ること。

二、従来の電源開発が金銭補償に重  
点を置き、水没農家の厚生対策に  
欠けるところがあつたが、愛知用  
水計画については牧尾橋ダム建設  
のため水没する農家等に対し物心  
両面より完全な補償措置を講ずる  
とともに残存地域の住民及び被害  
を受ける地方公共団体その他の団  
体に対しても本事業の実施前より  
さらに安定した民生福利を保障し  
うるよう各般の助成措置を講ずる  
こととし、個々の具体的事項につ  
いて地元公共団体に予め完全なる  
了解を求めるよう努めること。

三、国有林運輸施設の被害について  
は、速やかに付替工事を完成し運  
材機能の保持及び労働者の完全雇  
傭に万全を期すること。

四、木曾川下流における既得水利権  
が愛知用水事業のため悪影響を受  
けることのないよう十分な対策  
を講ずるとともに木曾川の河床低  
下にもとづく既存用水の改修工事  
については別件財源を拡大確保す  
ること。

五、ダム、幹線水路の共同部分の費  
用の振分については発電及び水道  
の事業主体の受益度を再検討し  
農業が過重の負担を受けることと  
ならないように措置すること。

六、愛知用水受益地区内の農民が本  
事業完成後公団に納付すべき負担  
金は他の同地区の例に比し著し  
く負担過重と認められるので、政  
府は、従前に従前の規準にとらわ  
れず、農民の實際負担能力を勘案  
の上、適正なる償還額を決定する  
こと。

七、牧尾橋ダムの集水区域内の治山  
治水については本事業の目的完遂  
に重大関連を有するから、国及び  
関係者は之が実施に万全を期する  
こと。

八、愛知用水公団の機構は極力簡素  
なるものとし、運営及び施設物件  
の管理につき公正を期すること。

九、本事業は公団、県、市町村、土  
地改良区等関係機関がそれぞれ事  
業主体となつて事業を実施する  
ため、総合統一された運営を期す  
るため、これら関係機関の協議機  
構を設置すること。

十、外国技術者の雇傭については、  
これに委託する調査及び設計を必  
要最少限度に止め、極力経費の節  
約に努めるとともに国内技術者を  
本事業のため過度に集中して他地

区の事業に支障をきたすことのない  
よう厳に注意し、併せて機械器  
具類については、つとめて国産品  
を優先購入すること。

なお農地開発機械公団法案に対する  
附帯決議案を読み上げます。

農地開発機械公団法案に対する  
附帯決議

一、本案は、世界銀行よりの借款及  
び余剰農産物見返資金という不  
確定財源を主要財源とするのみな  
らず、且つ、明年度以降の所要円  
資金も相当額にのぼるのであるか  
ら、本事業を計画通り進捗せしめ  
るためには他の一般土地改良事業  
に重大な悪影響をもたらすおそれ  
なしとし、よつて、政府は、  
わが国全体の食糧増産事業の重要  
性に徴し、これが所要資金の確保  
につき毫も支障なきよう万全を期  
すること。特に小規模土地改良事  
業の促進を図ること。

二、受益地区内の農民が本事業完成  
後公団に納付すべき負担金は他の  
同地区の例に比し著しく負担過  
重と認められるので、政府は、従  
前に従前の基準にとらわれず、農  
民の實際負担能力を勘案の上、適  
正なる償還額を決定すること。

三、農地開発機械公団機構は極力簡  
素なるものとし、運営及び施設物  
件の管理につき公正を期するこ  
と。

四、本事業は、公団、開発局、道又  
は県、市町村、土地改良区等関係  
機関がそれぞれ事業主体となつて  
事業を実施するから総合統一され  
た運営を期するため、これら関係  
機関の協議機構を設置すること。

五、外国技術者の雇傭については、  
これに委託する調査及び設計を必  
要最少限度に止め、極力経費の節  
約に努めるとともに国内技術者を  
本事業のため過度に集中して他地  
区の事業に支障をきたすことのない  
よう厳に注意し、あわせて機械  
器具類については、つとめて国産  
品を優先購入すること。

六、機械開墾については入植農家の  
営農安定が最終目的であるから、  
単に未墾地の開墾をもつて終るこ  
となく入植農家の経営安定のため  
営農計画の確立、所要経営資金の  
確保等に関し万全の措置を講ずる  
こと。

以上の決議案が、それぞれ愛知用水  
公団法案及び農地開発機械公団法案に  
ついて、附帯決議をいたされることに  
なつておるのでありますが、以上読み  
上げましたる各条について、関係の大  
臣がそれぞれ責任をもつて御所感を披  
瀝いたされんことを求めます。

○一萬田國務大臣 愛知用水公団法案  
に対する附帯決議案の第一であります  
が、大蔵大臣としての御答弁を申し上げ  
ます。愛知用水は、政府としてどう  
してもやり遂げたいという意思でありま  
す。従いまして、これに所要いたしま  
す資金につきましては、むろん多額  
の金が要することでありまして、その  
調達に相当な困難が伴うことはむろん  
であります。しかし財政の許す限  
り、既定のことに掲げられておる  
いろいろの食糧増産事業に影響を及ぼ  
さないように、努力をいたして参るよ  
うにいたします。

それから第四の決議であります。が、  
これにつきましては、十分検討を加え

まして、財政の許す限り善処いたした  
いと考えております。

○河野國務大臣 たいまお示しにな  
りました附帯決議案それぞれについ  
て、所見を申し述べたいと思ひます。  
第二の点につきましては、内閣にお  
いてはもちろん、地方公共団体とも随  
時連絡をとり、被害農家に悪影響を及  
ぼさぬよう、物心両面から補償に努め  
ます。

三の点につきましては、木材運搬施  
設についてすみやかにつけかえ工事を  
いたし、労働者の雇用に支障なきよう  
いたしたいと思ひます。

四の点につきましては、既定水利を  
絶対に侵さぬよう、技術上にも予算上  
にも留意いたします。

第五、御意見の通りに処置いたした  
と思ひます。

第六につきましては、受益分量をさ  
らに研究いたし、農民の負担を過重な  
らしめぬよう留意いたしたいと思ひ  
ます。

七の点につきましては、集水区域内  
の治山治水は特別の注意をいたした  
と思ひます。

八、九、十につきましては、もちろ  
ん御意見を尊重いたします。

次に、農地開発機械公団法案に対す  
る附帯決議につきましては、御決議の  
各条項につきまして、御意見を十分尊  
重いたしまして、本法案の目的達成  
に遺憾なきを期したいと存じており  
ます。

○大久保國務大臣 附帯決議として第  
一より第六まで、六つの項目に分れて  
おります。この項目によつて与えられ  
ました決議の精神を尊重し、この事業  
が円滑に遂行いたされまますように努力

いたします。

いたしたいと存じます。一言申し上げ  
ます。

○綱島委員長 これより両案を一括し  
て討論に付します。討論はありませ  
んか。――なければ引続きこれより両案  
を一括して採決いたします。両案に賛  
成の諸君の御起立を求めます。

〔議員起立〕

○綱島委員長 起立議員。よつて両案  
はいずれも原案の通り可決すべきもの  
と決定いたしました。(拍手)

### 愛知用水公団法案に対する附帯 決議

一、本案は世界銀行よりの借款及び  
余剰農産物見返り資金という不確  
定財源を主要財源とするのみなら  
ず、工事完成までに六カ年以上を  
要し、且つ、明年度以降の所要円  
資金も巨額にのほるのであるか  
ら、本事業を計画通り進捗せしめ  
るためには他の一般土地改良事業  
に重大な影響をもたらすおそれ  
なしとしない。よつて、政府は、  
わが国全体の食糧増産事業の重要  
性に徴し、これが所要資金の確保  
につき寧ろ支障なきよう万全を期  
すること。特に小規模土地改良事  
業の促進を図ること。

二、従来の電源開発が金銭補償に重  
点を置き、水没農家の厚生対策に  
欠けるところがあつたが、愛知用  
水計画については牧尾橋ダム建設  
のため水没する農家等に対し物心  
両面より完全なる補償措置を講ず  
るとともに残存地域の住民及び被  
害を受ける地方公共団体その他の  
団体に對しても本事業の実施前よ  
りさらに安定した民生福利を保障

しうるよう各般の助成措置を講ず  
ることとし、個々の具体的事項に  
ついて地元公共団体に予め完全な  
了解を求めるよう努めること。

三、国営林道運輸施設の被褥につ  
いては、速やかに付替工事を完成し  
材機能の保持及び労働者の完全雇  
傭に万全を期すること。

四、木曾川下流における既得水利権  
が愛知用水事業のため悪影響を受  
けることのないよう十分なる対策  
を講ずるとともに木曾川の河床低  
下にもとづく既存用水の改修工事  
については別梓財源を拡大確保す  
ること。

五、ダム、幹線水路の共同部分の費  
用の振分については発電及び水道  
の事業主体の受益度合を再検討し  
農業が過重の負担を受けることと  
ならないよう措置すること。

六、愛知用水受益地区内の農民が本  
事業完成後公団に納付すべき負担  
金は他の国営地区の例に比し著し  
く負担過重と認められるので、政  
府は、徒らに従前の規準にとられ  
ず、農民の実際負担能力を勘案の  
上、適正なる償還額を決定する  
こと。

七、牧尾橋ダムの集水区域内の治山  
治水については本事業の目的完遂  
に重大関連を有するから、国及び  
関係者は之が実施に万全を期する  
こと。

八、愛知用水公団の機構は極力簡素  
なるものとし、運営及び施設物件  
の管理につき公正を期すること。  
九、本事業は公団、県、市町村、土  
地改良区等関係機関がそれぞれ事  
業主体となつて事業を実施するか

ら、総合統一された運営を期する  
ため、これら関係機関の協議機構  
を設置すること。

十、外国技術者の雇傭については、  
これに委託する調査及び設計を必  
要最少限度に止め、極力経費の節  
約に努めるとともに国内技術者を  
本事業のため過度に集中して他地  
区の事業に支障をきたすこととな  
いよう厳に注意し、併せて機械器  
具類については努めて国産品を優  
先購入すること。

○稲富委員 だいま御決定になりま  
した愛知用水公団法案に対する附帯決  
議の動議を提出したいと思いま  
す。附帯決議の案文に對しましては、  
先ほど委員長がお示しになつた通りで  
ありますから、これを速記録にとどめ  
ることにして、朗読を省略いたしてお  
きます。お諮りを願います。

○綱島委員長 だいまの稲富委員の  
動議にみなさん御賛成でありますか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 よつてだいまの稲富  
委員の動議は可決されました。

### 農地開発機械公団法案に対する 附帯決議

一、本案は、世界銀行よりの借款  
及び余剰農産物見返り資金という  
不確定財源を主要財源とするのみ  
ならず、且つ、明年度以降の所要円  
資金も相当額にのほるのであるか  
ら、本事業を計画通り進捗せしめ  
るためには他の一般土地改良事業  
に重大な悪影響をもたらすおそれ  
なしとしない。よつて、政府は、  
わが国全体の食糧増産事業の重要

性に徴し、これが所要資金の確保  
につき寧ろ支障なきよう万全を期  
すること。特に小規模土地改良事  
業の促進を図ること。

二、受益地区内の農民が本事業完  
成後公団に納付すべき負担金は他  
の国営地区の例に比し著しく負担  
過重と認められるので、政府は、  
徒らに従前の規準にとられず、  
農民の実際負担能力を勘案の上、  
適正なる償還額を決定すること。

三、農地開発機械公団機構は極力  
簡素なるものとし、運営及び施設  
物件の管理につき公正を期する  
こと。

四、本事業は、公団、開発局、道  
又は県、市町村、土地改良区等関  
係機関がそれぞれ事業主体となつ  
て事業を実施するから総合統一さ  
れた運営を期するため、これら関係  
機関の協議機構を設置すること。

五、外国技術者の雇傭については  
は、これに委託する調査及び設計  
を必要最少限度に止め、極力経費  
の節約に努めるとともに国内技術  
者を本事業のため過度に集中して  
他地区の事業に支障をきたすこと  
のないよう厳に注意し併せて機械  
器具類については努めて国産品を  
優先購入すること。

六、機械開墾については入植農家  
の営農安定が最終目的であるから、  
単に未墾地の開墾をもつて終るこ  
となく入植農家の経営安定のため  
営農計画の確立、所要経営資金の  
確保等に関し万全の措置を講ずる  
こと。

右決議する。

○芳賀委員 この際農地開発機械公団  
法案に對しまして附帯決議を付するの  
動議を提出いたします。附帯決議の案  
文に對しましては、先ほど委員長がお  
示しになつた通りでありますからし  
て、お諮りを願いたいと思ひます。

○綱島委員長 芳賀君の動議に御異議  
ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認め  
ます。  
なお、本同法案の委員会報告書の作  
成については委員長に御一任願えま  
すか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 ではさうに取り計ら  
います。

○綱島委員長 なお次に自作農維持創  
設資金融通法案を議題といたし、審議  
を進めます。質疑を継続いたします。  
他に御質疑はありませんか。――質疑  
がなければ、この際足鹿君より修正案  
が提出されております。足鹿君。

### 自作農維持創設資金融通法案に 對する委員会修正

自作農維持創設資金融通法案の一  
部を次のように修正する。  
第二条中「農地(農地法昭和二十  
七年法律第二百二十九号)第二条第  
一項に規定する農地をいう。以下同  
じ。又は採草放牧地(同項に規定す  
る採草放牧地をいう。以下同じ。を  
抵当として徴し、を割り、同条第一  
号中「事業に供している農地又は採  
草放牧地」を「事業に供している農  
地(農地法(昭和二十七年法律第二百

二十九号(第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。)又は採草放牧地(同項に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。)に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定による貸付金の返還を確保するための方法については、公庫が、農林大臣及び大蔵大臣の承認を受けて定めるものとす

第三条第一項中「五分五厘」を「五分」に、「十五年以内とする」を「二十年以内、その据置期間は、三年以内とする。」に改める。

第五条第三項第三号中「必要であること」を「必要であつて他に適当な方法がないこと」に改める。

修正の結果必要とする経費 本修正の結果、本年度における農林漁業金融公庫の収入減は、約二百五十万円の見込である。

○足鹿委員 自作農維持創設資金融通法案に対する修正案を提いたしたいと思ひます。これを明説いたします。

自作農維持創設資金融通法案に對する修正案 自作農維持創設資金融通法案の一部を次のように修正する。

第二条中「農地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。)又は採草放牧地(同項に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。)

法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。)又は採草放牧地(同項に規定する採草放牧地をいう。以下同じ。)

2 前項の規定による貸付金の返還を確保するための方法については、公庫が、農林大臣及び大蔵大臣の承認を受けて定めるものとす

第三条第一項中「五分五厘」を「五分」に、「十五年以内とする」を「二十年以内、その据置期間は、三年以内とする。」に改める。

第五条第三項第三号中「必要であること」を「必要であつて他に適当な方法がないこと」に改める。

修正の理由 以上が修正案であります。修正の理由等については十分先刻の全員懇談会の際において御納得のことでありましたので、これを省略いたしたいと思ひます。

○綱島委員長 右の修正案について質疑があれば、これを許します。

○川俣委員 懇談会の席上で、第四条の「農業経営安定計画」を農家経営安定計画に改めてほしいという修正案を出そうとしたのであります。時期が急迫をいたしておりますために、この修正案を出さずに終つたのであります。その際大臣から同様の言明を得られたらということ、あえて修正案を出さなかつたのであります。この償還に当りまして、償還計画を立てなければならぬ場合に、農業からのみ上つてくるものではどうして償還計画が立ちませんので、広汎に農家経営安定計画を立てて償還計画を立てた場合においては同様貸し付けるといふ御言明が

得られずするならばあえて修正案を出さないで済むと思うのであります。この際、この点について政府の所信を明らかに表明してもらいたいと思ひのであります。

○河野國務大臣 たいだいま川俣委員から御指摘になりました本法案中「農業経営」という趣旨は、農家経営の意において、その農家の全体の収入を取り入として、そして償還計画を立てるといふ意味にわれわれはいたしまして、行政指導をして参ることにいたしたいと思ひます。

○綱島委員長 この際修正案に対して内閣に対し、国会法第五十七条の三の規定により意見を述べる機会を与えたいと思ひます。

○河野國務大臣 各党で十分御検討いただきまして、大体有力なる各党の一致せられたる御意見でございます。政府におきましてもそれを尊重いたしまして運営していききたいと思ひます。

○綱島委員長 他に御発言はございせんか、——他に御発言もなければこれをもちつて原案並びに修正案に対する質疑は終局いたしました。

引き続きこれより修正案並びに原案を一括して討論に付します。討論の通告がありますからこれを許します。久保田君。

○久保田(豊)委員 私は労働党を代表いたしましたして今の原案並びに修正部分に反対を表明することをまことに遺憾に存じます。その理由は、これでは長期の確定をした組織の上に運営をされねばならぬ、ほんとうに農民の土地を

守ろうということがすらすらといかないからと存するわけでありませぬ。理由はそれだけでありませぬ。

○綱島委員長 漢谷委員。 漢谷委員 本案につきましては、以前に農地担保金融法案として出された際から、この農地法に対する今度の法案の考え方に対していろいろ議論はございましたが、各自意見をもち寄りまして、従来の農地法の精神に反せず、かつ農地を商品化しない建前からあくまでも自作農を現実維持し創設する建前において、この各党申し合せの本案に賛成いたします。

○綱島委員長 他に討論の申し出もございせんから、これをもちつて討論を終局いたします。

これより引き続き採決いたします。修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○綱島委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたされました。次に修正案を除いて原案について採決をいたします。賛成の方の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○綱島委員長 起立多数。よつて自作農維持創設資金融通法案は、修正案のごとく修正すべきものと決しました。なお、本案に関する委員会の報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○綱島委員長 御異議なしと認め、さうに取り計ります。

○綱島委員長 次にこの際小委員会の設置の件についてお諮りをいたしたまはす。先ほど議決いたしました愛知用水公団法案の附帯決議にもあります通り、本事業の進行に伴い、発電用、貯水用ダムの建設により水没する農家の補償の問題が現実の問題として出てくるわけでありませぬし、なお、その他大規模農地開墾事業、干拓事業等によりまして、いろいろ利害關係が生じて参ると思ひますので、これらの問題に對して調査検討を加え利害關係の調整をはかるため、特に小委員会を設置することにいたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○綱島委員長 御異議なしと認めまはす。つきましては小委員の員数、小委員及び小委員長の選任については、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○綱島委員長 御異議なしと認め、委員長において指名の上、公報をもつて御報告申し上げます。本日はこれをもって散会いたします。

午後四時五十六分散会

〔参照〕 愛知用水公団法案(内閣提出)に関する報告書 農地開墾機械公団法案(内閣提出)に関する報告書 自作農維持創設資金融通法案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕



昭和三十年八月四日印刷

昭和三十年八月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局